

公告 第816号  
令和8年3月5日

オムロン健康保険組合  
理事長 南 和気  
(公印省略)

## 組合規程一部変更の公告

下記のとおり組合規程の一部変更がありましたので公告します。

### 記

「子ども・子育て支援金」導入に伴い、支援金に関連するオムロン健康保険組合の会計事務取扱規程の一部を新旧対照表のとおり変更する。

### 附 則

この規程の変更は、令和8年4月1日から施行する。

公告期間 令和8年3月5日 ～ 令和8年3月19日

会計事務取扱規程 新旧対照表 (令和8年4月1日改正)

新	旧
<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金算定原簿</p> <p>二 一般保険料・調整保険料・介護保険料及び子ども・子育て支援金月別整理簿</p>	<p>第1～2条 (略)</p> <p>(帳簿の備付)</p> <p>第3条 この組合は、次の会計帳簿を備える。</p> <p>出納関係 (略)</p> <p>財務関係 (略)</p> <p>徴収関係</p> <p>一 保険料・調整保険料及び介護保険料算定原簿</p> <p>二 保険料・調整保険料及び介護保険料月別整理簿</p>
<p>第4～43条 (略)</p> <p>(備品の毀損等届出)</p>	<p>第4～43条 (略)</p> <p>(物品の毀損等届出)</p>
<p>第44条 備品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p>	<p>第44条 物品を毀損又は亡失したときは、担当者はその事由を具して物品保管責任者を経て常務理事に届出なければならない。</p>
<p>(備品の廃棄処分)</p>	<p>(物品の廃棄処分)</p>
<p>第45条 毀損その他の事由により備品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>	<p>第45条 毀損その他の事由により物品の廃棄を要するときは、理事長又は常務理事の決裁を経て、廃棄整理簿により処理しなければならない。</p>
<p>第46～51条 (略)</p>	<p>第46～51条 (略)</p>

附則

・この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(第3条の子ども・子育て支援金追加、第44条45条の物品→備品)